

川崎市教育の情報化推進計画策定等に係る庁内調整会議開催運営要綱

3 川教総セ第1203号  
令和3年9月24日教育次長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市教育の情報化推進計画策定等に係る庁内調整会議（以下「庁内調整会議」という。）の開催運営に関し、必要な基本事項を定める。

(目的)

第2条 庁内調整会議は、川崎市教育の情報化推進計画策定等に関し、庁内関係部署による連絡調整等を目的とする。

(組織)

第3条 庁内調整会議は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 議長は、総合教育センター所長をもって充て、会務を総理する。
- 3 副議長は、総合教育センター担当部長をもって充て、議長を補佐し、議長が事故その他の事由により職務を遂行できないときは、その職務を行うものとする。

(会議)

第4条 庁内調整会議は、議長が招集する。

- 2 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、専門的知識を有する者又は関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 庁内調整会議の庶務は、総合教育センター情報・視聴覚センターにおいて処理する。

(その他必要事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、庁内調整会議の運営について必要な事項は、議長が庁内調整会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月17日から施行する。

別表（第3条関係）

	局部課名	補職名
1	総務企画局都市政策部企画調整課	担当課長
2	総務企画局デジタル化施策推進室	担当課長
3	総務企画局公共施設総合調整室	担当課長
4	総務企画局行政改革マネジメント推進室	担当課長
5	財政局財政部財政課	課長
6	教育委員会事務局総務部庶務課	課長
7	教育委員会事務局総務部学事課	課長
8	教育委員会事務局教育政策室	担当課長
9	教育委員会事務局教育環境整備推進室	担当課長
10	教育委員会事務局職員部教職員企画課	課長
11	教育委員会事務局職員部教職員人事課	課長
12	教育委員会事務局学校教育部指導課	担当課長
13	教育委員会事務局学校教育部支援教育課	担当課長
14	教育委員会事務局学校教育部健康教育課	課長
15	教育委員会事務局健康給食推進室	担当課長
16	総合教育センター総務室	室長
17	総合教育センターカリキュラムセンター	室長
18	総合教育センター情報・視聴覚センター	室長
19	総合教育センター情報・視聴覚センター	担当課長
20	総合教育センター情報・視聴覚センター	担当課長
21	総合教育センター特別支援教育センター	室長
22	総合教育センター教育相談センター	室長